

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第12号

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例

新潟市ひまわりクラブ条例（平成5年新潟市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表北区の項中「新潟市北区太夫浜1987番地」を「新潟市北区太夫浜2045番地2」に改め、同表中央区の項中「新潟市中央区稲荷町3511番地」を「新潟市中央区栄町3丁目5930番地2」に改め、同表江南区の項中「新潟市江南区曾野木1丁目4番2号」を「新潟市江南区鐘木214番地1」に改め、同表西区の項中「新潟市西区五十嵐東2丁目4番25号」を「新潟市西区五十嵐東2丁目5829番地12」に改め、同表西蒲区の項中「新潟市西蒲区曾根1195番地1」を「新潟市西蒲区曾根750番地」に、「新潟市西蒲区漆山2648番地」を「新潟市西蒲区馬堀4515番地」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表中央区の項の改正規定 公布の日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成30年4月1日